

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### (1)3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

#### (2)3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の設置者である学校法人芦屋学園は、「学校法人芦屋学園寄附行為（以下「寄附行為」という）」において、法人の目的を明確に規定している。

本学園は、寄附行為に則り、組織体制に関する「芦屋大学事務組織規程」、就業に関する「芦屋学園就業規則」および「学校法人芦屋学園教職員規則」、組織倫理に関する「学校法人芦屋学園理事会業務委任規則」、「芦屋学園経理規程」、「芦屋大学研究倫理規程」、「学校法人芦屋学園個人情報の保護に関する規程」等の規程を整備し、高等教育機関としての公共性や社会からの要請に応えられるよう、経営の規律と誠実性を維持し、適切に運営している。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-1-1、3-1-2、3-1-3、3-1-4、3-1-5、3-1-6、3-1-7、3-1-8

##### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園は、寄附行為に定める使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。第一に、寄附行為に規定された最高意思決定機関としての理事会と、その諮問機関としての評議員会を定期的に開催している。第二に、寄附行為、「学校法人芦屋学園理事会業務委任規則」に基づいて開催している常勤理事会が、年間 54 回（平成 27(2015)年度実績）の会議を通して本学園全体の活動を把握している。第三に、教育研究組織が適切に機能するために、教授会のもとに教学組織、教学運営組織を整備している。

教学組織は、教育課程における専門分野の課題等を審議・検討するための学科会議を、教学運営組織は、共通する課題等を審議・検討するための会議をそれぞれ組織し、定期的  
に開催している。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-1-9

##### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守

本学園は、「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」「学校法人会計基準」等の法令

を遵守し、寄附行為及び諸規程は法令に則り整備し、適切に運営している。法令改正等の際には通知を回覧し、その内容を学内共有するとともに、諸規程の見直し等に適正に対応している。平成 26(2014)年 6 月 27 日に公布された学校教育法の改正に関する省令に対しては、その趣旨を踏まえた諸規程や運用の総点検・見直しを組織的に行った。また、文部科学省等への届出書類等も滞りなく提出している。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-1-10

### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への取り組みについては、省エネルギーへの対策として、各教室の照明・空調設定温度の管理を常に行い、エレベーターの稼動を時期により制限する等の取り組みを行い、教職員はクールビズにより省エネルギーに協力している。最小限の清掃業者による敷地内の環境保全を行っている。校地は全体にわたって緑化に努めており、受動喫煙防止法に基づいた分煙措置も講じている。

人権への配慮として、「学校法人芦屋学園ハラスメントの防止等に関する規程」「芦屋大学ハラスメントの防止等に関する規程」がある。ハラスメントの防止に関しては、「ハラスメント防止対策委員会」を置き、定期的に FD(Faculty Development)研修会を開催している。学生には、『学生便覧』にハラスメント相談員の配置や相談窓口を含めて掲載し、周知している。また「学校法人芦屋学園個人情報保護に関する規程」を定め、ホームページ上で個人情報保護方針を掲載している。

安全への配慮については、安全性を確保するため、火災・地震対策、防犯対策に関する規程を整備している。火災等の災害対策として、消火器、消火栓、煙感知器、消火水槽、非常時避難口誘導灯、非常放送設備を設置し、休日を除き日中は警備員が常駐している。夜間は機械警備で対応し、緊急時は警備会社のセンターに通報される。防犯対策として、学生が校内を利用できる時間帯については警備員が立哨して対応するほか、防犯カメラによって常時監視している。教室及びピアノレッスン室は授業終了後に職員が巡回して安全を確認するとともに、施錠し管理している。「芦屋大学・芦屋学園短期大学消防計画」のもと、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成届出、自衛消防組織の設置届出、防災管理点検等を適切に行い、消防法に対応している。また「防災訓練」を学事日程に組み入れ、学生と教職員を対象に年 1 回実施している。事務職員が毎年度 1~2 名自衛消防業務講習に参加し、スキルアップを図っているほか、AED（自動対外式除細動器）を各校舎に設置している。

衛生管理及び教職員の健康の保持増進のため、労働安全衛生法第 13 条に基づき産業医を指定し、同法第 18 条に基づき、「芦屋学園衛生委員会規程」のもと衛生委員会を設置している。

研究倫理については、「研究倫理委員会」のもと、「芦屋大学研究委員会規程」、「芦屋大学研究倫理規程」を定め、適切に対応している。科学研究費助成事業に関しては、「科学研究費補助金管理規程」を定め、不公正防止を徹底し、適正に管理している。

学内のコンピュータ・システムのセキュリティ対策は、ファイヤーウォール及びユーザー権限を設定することにより、不正アクセスやサーバへのアクセスを制限するほか、PC 全台にウイルス対策ソフトを導入している。サーバ室は常時施錠され、入室をシステム管

理者のみに制限している。

危機管理については、「芦屋学園危機管理規程」、「芦屋学園公益通報者の保護等に関する規程」等を整備し、適切に運用している。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-1-11、3-1-12、3-1-13、3-1-14、3-1-15、3-1-16、3-1-17、3-1-18、3-1-19、3-1-20

### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報は、平成 22(2010)年 6 月 15 日に公布された省令で定める項目に基づいてホームページで公表し、毎年度更新している。

財務情報は、ホームページで計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録）、事業報告書、監査報告書を公表している。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-1-21

### (3)3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における経営の規律と誠実性については現在問題なく維持されているが、今後も関係法令および本学規程に則った適切な大学運営に努めていく。また、社会情勢の変化に対応するべく、使命・目的の実現に向けてコンプライアンスの積極的な推進を図る予定である。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2 の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1)3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2)3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である「理事会」は、理事長のリーダーシップのもと年間 11 回（平成 27(2015)年度実績）開催し、寄附行為に定めるところにより経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、諸規定の改廃等について審議を行っている。寄附行為に定めるとおり、理事会は理事長が招集し、理事長はその議長を務め、理事会は法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事の構成は私立学校法第 38 条に定める要件を満たしている。

理事の選任は、寄附行為第 6 条により、1 号理事 1 名（芦屋大学学長）、2 号理事 1 名（芦屋学園短期大学学長）、3 号理事 1 名（芦屋学園高等学校長）、4 号理事 4 名（評議員から選任した者）、5 号理事 1 名（功労者）、6 号理事 1 名（学識経験者）、の定員 9 名だが、平成 28(2016)年度現在、芦屋大学学長が芦屋学園短期大学学長を併任しているため、1 名減じて 8 名となっている。1、2、3、4 号の理事は、各教育機関の長または評議員の職を退

いたときは理事の職を失うものと定めている。また、学校教育法第9条に抵触する場合に解任及び退任することも寄附行為第10条に定めている。

理事会は、寄附行為第16条第9項で「この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定している。また、2名の監事については、寄附行為第15条第6項に「この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」と規定している。この規定に照らして、平成27(2015)年度の理事および監事の出席は適切である。

本学園では、寄附行為に月1回以上と定められている「常勤理事会」を週1回、年間54回（平成27(2015)年度実績）開催し、本学園の使命・目的の達成に向けて、より迅速かつ戦略的な意思決定ができる体制を整えている。

常勤理事会開催前には、理事会運営会議を開催している。理事会運営会議は理事長、理事、監事、学長、理事長補佐、学長補佐、事務局長、総務部長、財務部長を構成員として、業務の実施方法の検討、教学事項に関する協議、そのほか本学園の日常業務に関する事項の審議を行い、円滑な運営を推進するための意思疎通が十分に図られている。

【エビデンス集 資料編】 資料3-2-1、3-2-2、3-2-3、3-2-4

### **(3)3-2の改善・向上方策（将来計画）**

今後も、関連法令および寄附行為等の規定に則った、適切な理事会運営に努める。私立大学をとりまく環境はさらなる少子化を迎え、今後ますます厳しくなることが予想されるため、理事長のリーダーシップのもと法務・コンプライアンス室、内部監査室を強化し、適切な理事会運営を継続していく。

## **3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ**

### **《3-3の視点》**

#### **3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性**

#### **3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮**

### **(1)3-3の自己判定**

基準項目3-3を満たしている。

### **(2)3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性**

学長の校務は「学校法人芦屋学園理事会業務委任規則」第4条に定められ、本学の校務についての最終的な決定権は学長にある。学長のリーダーシップ発揮を補佐するため、副学長は学長の指示に従って学長の業務を代行している。

教育及び研究についての学内意思は、学部教授会が審議し、学長が決定している。学部教授会の審議事項は以下のとおりである。

#### **①学部の教育、研究及び学部学生の指導に関する事項**

- ②学部学生の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- ③その他学部長が必要と認めた事項

また、専門的な事項を検討するため、各種委員会が設置され、学長がその委員を任命している。各種委員会での検討結果は、委員長等から学部教授会に提案あるいは報告される。

大学運営会議は、学長自らが委員長となり、副学長、学部長、図書館長、事務長、事務部門の部長以上の者で構成され、学長のリーダーシップ発揮を補佐するために教職員が協働している会議体である。大学運営会議では本学運営の重要事項を協議したり、学部教授会の議題を整理したりしている。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-3-1、3-3-2、3-3-3、3-3-4

### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は大学の教育及び研究の全般を管理し、本学の管理運営についての主要な会議体(学部教授会や大学運営会議等)において、学内の意思を決定する際に中心的役割を果たしており、教学の責任者としての任務を果たし、適切にリーダーシップを発揮している。

学部教授会、そして各学科で開催される学科会議を通じては、教学組織及び事務組織の業務が附議または報告されるため、学長の意思決定やリーダーシップが十分に浸透できるようになっている。各学科会議では助教を含めた専任教員全員が構成員であり、学部教授会では専任講師以上の専任教員全員が構成員である。

学長はまた、平成 28(2016)年 1 月の学長方針説明会(「芦屋大学 教育機関別の会」)で本学の全教職員に対して自らの方針を示し、その実行を求めた。その方針とは、中身(教育力)を充実させ、出口(就職力)を強化し、入口(入学者募集)で目標を達成するというものである。教育力の充実とは授業の活性化であり、就職力の強化とは就職率 100%体制の構築であり、そして入学者募集の目標達成のため、全教職員による募集体制を構築していく。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-3-5

### (3)3-3 の改善・向上方策(将来計画)

学部教授会や各種委員会や大学運営会議等の学長諮問機関を積極的に活用することによって、今後も学長主導で大学改革を継続していく。また、学長主導で全教職員が学内の課題解決に取り組むため、平成 28(2016)年度からは経営改善計画も推進していく。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-3-6、3-3-7、3-3-8

## 3-4 コミュニケーションとガバナンス

### 《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

### (1)3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

### (2)3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人を代表する理事長は、理事会、常勤理事会、理事会運営会議に毎回出席している。またこれらの会議体の構成員は学長、副学長ら学内理事を含んでおり、法人と大学との意思疎通の場として機能している。

大学の主要な採用人事や経営に直結する重要事項は理事会の審議事項であり、教授会は教学に関する事項の審議機関である。学園の経営的観点と大学の教学的観点の双方の視点をもって学園の発展に寄与するのが、理事としての学長の役割である。学長は、教授会において経営的観点からの見解を示す一方、教授会の代表者として学長は毎週開催される常勤理事会に出席し、教学的事項についての教授会の意思を理事会側へ伝えている。その一連の仕組みによって、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションを図り、意思決定の円滑化を推進している。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-4-1

#### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人及び大学の各管理運営機関、学長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織は、それぞれ独立しながら緊密に連携し、相互チェックの機能を果たしている。大学全体の課題や学内の組織運営に関する事項は、学長が招集する総合企画会議で検討され、必要に応じて理事会に諮り、大学運営会議を経て学部教授会、各部署に伝達・報告される。日常の教育研究活動においては教職協働体制が構築されており、緊密な連携と相互チェックの機能が保持されている。

監事の選任については、寄附行為第 7 条に「法人の理事、評議員または教職員でない者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定され、その職務については寄附行為第 15 条に定めている。監事は学園の業務および財産の状況について適宜監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会および評議員会に提出し、理事会に出席して意見を述べている。平成 27(2015)年度、法人の管理機関である理事会は 11 回、評議員会は 4 回、開催されている。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-4-2、3-4-3

#### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

法人及び大学はその使命・目的を達成するため、理事長、学長双方のリーダーシップのもと、各管理運営機関並びに各部門が連携し協力している。前述のとおり、学長は理事会、常勤理事会、理事会運営会議に出席し、教授会を代表して教学面についての意向を伝え、総合企画会議、大学運営会議を開催し、学部教授会では理事会方針を伝えるとともに、大

学の進むべき方向性を具体的に示し、大学の運営に適切なリーダーシップを発揮している。学長と教職員のコミュニケーションは活発に行われており、教職員の提案は学科会議や各種委員会を通じて検討され、改善策に反映される体制が整っている。

### **(3)3-4 の改善・向上方策（将来計画）**

法人と大学は、常にコミュニケーションがとれる体制を構築している。今後も永続的な大学運営を行っていくためにガバナンスの強化を図るとともに、理事会と大学の各管理運営機関並びに各部門との円滑な連携を保ちながら、教職員が一丸となって健全な大学運営を推進していく。

### **3-5 業務執行体制の機能性**

#### **《3-5 の視点》**

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保**
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性**
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意**

#### **(1)3-5 の自己判定**

基準項目 3-5 を満たしている。

#### **(2)3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

##### **3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保**

本学園は、その使命・目的を具体化していくため、必要な組織を置き、「学校法人芦屋学園事務職員等資格審査規程」に基づいて適切に職員を配置し、業務分掌についての規程に基づいて業務を執行している。学園の法人事務局では、学園総務部、財務部、法務・コンプライアンス室、情報システム室といった部署が学園全体に関わる業務を分掌している。また、学園の全教育機関（大学及び短期大学、中学校・高等学校、幼稚園）が連携を強化しながら、いっそう効果的に業務を推進するため、法人の事務局長と法人事務局各部署の責任者と各教育機関の事務長が集まり、定期的に連絡会議を開催して協議している。さらに、組織の編成や人員配置の修正も必要に応じて実施している。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-5-1、3-5-2、3-5-3

##### **3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性**

本学園では、円滑に業務を管理運営するため、「学校法人芦屋学園事務組織規程」や「学校法人芦屋学園教職員規則」、「芦屋学園給与規程」等の規程がある。そして学園を取り巻く社会状況等の変化に応じて、これらの規程のみならず組織や人員配置や制度を変革し、要員採用も計画していくことによって、効果的に業務を実施できる管理体制の構築を目指している。

また、教学と事務との連関を保つため、大学事務長、大学総務部長、教務部長、学生部長、就職部長、入学事務室長、教職教育支援センター長、国際交流センター長は、教員が兼任している。

なお、六麓荘キャンパスの事務部門のほとんどは、5号館1階及び4階に集中して配置している。このことは、職員の効果的な配置のみならず、情報の共有、部門間の協力関係構築、業務執行の管理等の面でも有効に機能しており、そして冷静な判断力や温かな協調性を養成すること、多様な情報を蓄積すること等のSD(Staff Development)の面でも大きな効果を発揮している。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-5-4、3-5-5、3-5-6

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の能力開発については、OJTや自己啓発を中心に実施している。職員は実際の業務の現場で直属の上司や先輩の職員に指導を受けながら日々努力を重ねている。

平成27(2015)年度の教職員向けの学内研修会としては、9月にハラスメント防止対策研修会を開催しているのだが、今後は職員向けの学内研修会の種類をさらに充実させていかなければならない。また学外研修については、教職員が必要に応じて参加している。日本私立大学協会、日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団等が主催する研修会や大学コンソーシアムひょうご神戸研修交流会のSDプログラムには、これまで教職員の能力を向上させるため参加してきた。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-5-7

### (3)3-5の改善・向上方策（将来計画）

今後、社会の変化や学生の多様化に対応しながら、本学が発展していくためには、教育の質の向上とともに、教育をサポートする業務のレベルアップ、すなわち大学のみならず学園全体の職員の資質・能力向上が不可欠である。それゆえ、教職員向けの学内研修会をさらに充実させていくだけでなく、平成28(2016)年度には管理職研修も実施する。また、同年度には業務執行体制の機能をさらに向上させるため、経営改善計画に基づいて教職員の目標管理制度を導入する。この目標管理制度は人事評価制度にもつなげていく。そのほか、業務のさらなる効率化のため、いくつかの事務組織を統合すること等も同年度には検討する。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-5-8、3-5-9、3-5-10、3-5-11

## 3-6 財務基盤と収支

### 《3-6の視点》

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

### (1)3-6の自己判定

基準 3-6 を満たしている。

## (2)3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人の経営状況の根本的な改善に向け、5 ヶ年にわたる中期計画を立案実行し、平成 31(2019)年度末時点で、教育活動収支の黒字化を実現する。平成 28~30(2016~2018)年度の 3 年間で教育活動収支の黒字化のための基盤確立を図る。

収入面の最大項目である学生生徒等納付金収入に係る学生の確保と、支出面の最大項目である人件費の安定化を図ることが、教育研究活動を永続的に担っていくうえで最も重要であり、加えて計画的な諸経費の抑制が課題となる。

学園全体の学生生徒等人数は、平成 23(2011)年度 1,551 名、24(2012)年度 1,765 名、25(2013)年度 1,927 名、26(2014)年度 2,113 名、27(2015)年度 2,098 名と順調に推移していたが、28(2016)年度は 27(2015)年 8 月以降のマスコミ報道等の影響もあり、募集が計画を大幅に下回り 1,939 名となった。学生生徒等納付金収入は、平成 23(2011)年度 1,265 百万円から平成 27(2015)年度 1,741 百万円に増加している。

人件費率は依然 68%（退職金関係修正後）と高いが、平成 23(2011)年度の 94%からは大幅に改善している。平成 27(2015)年度は、賞与を前年度より年間 1.3 月減額し約 90 百万円の削減を行い、また退職金優遇制度採用により平成 27(2015)年 3 月末 40 名超の退職者があり、平成 28(2016)年度には約 110 百万円の人件費削減効果が反映する等、早急に 50%以下にするため人件費圧縮に努めている。

また、財政基盤が安定する平成 30(2018)年度以降は、施設・設備（耐震補強含む）への投資を行い、学園が更に発展する教育基盤を確立する。

財務に関する中長期計画に基づく毎年度の予算編成に関しては、各部署からの予算積み上げによる計画策定が徹底されておらず、数字に対する意識が希薄であったこともあり、平成 29(2017)年度より改善を行う。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-6-1、3-6-2

### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の平成 26(2014)年度末現金預金は 1,114 百万円（引当特定預金 6 億円含む）まで減少したが、平成 27(2015)年度は特殊要因があり、21 百万円増の 1,135 百万円となる。平成 27(2015)年度末時点の正味財産は 17,827 百万円保有しており、前年度より 725 百万円増加している。本学の存続を可能とする安定した財務基盤を確立している。

消費収支については、平成 23(2011)年 1,565 百万円の支出超過が平成 26(2014)年度には 1,181 百万円（書籍除去損を除く）に改善、平成 27(2015)年度は芦屋市との不動産交換売買益があり、305 百万円程度の収入超過となり、大幅な改善となる。

貸借対照関係指数による財務比率は全般的には悪化傾向にあったが、負債比率、総負債比率等全国平均を上回っている係数もある。また、今後、収支の改善に伴い係る計数は改善方向となることが思料される。

今後、少子化等の影響により学生生徒納付金収入を安定的に確保するのが難しくなることが予想される中、外部資金導入の重要性については全教職員が認識しており、科学研究

費、補助金をはじめとする競争的資金の獲得に向けて積極的な取り組みが必要である。

事業収入については、本学園の特徴を活かした補助活動事業として、「バレエ教師課程ディプロマコース」の運営が堅調に推移、それ以外にも芦屋大学附属幼稚園の預かり保育収入等も安定的な収入となっている。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-6-3、3-6-4、3-6-5、3-6-6、3-6-7、3-6-8、3-6-9、3-6-10

### **(3)3-6 の改善・向上方策（将来計画）**

少子化等の影響により、学生生徒等納付金収入を安定的に確保するのが難しくなることが予想される。今後は、適正範囲内での効率的な広報活動の展開により、社会のニーズに合った大学の魅力をアピールする。また、中途退学者を減少させる方策として、学生相談窓口、奨学金制度等をより一層充実させる。

今後、遊休不動産有効利用等の強化により、財政面での安定化を行い、併せて、積極的な募集活動の展開により寄附金収入の増加を図る。

## **3-7 会計**

### **《3-7 の視点》**

#### **3-7-① 会計処理の適正な実施**

#### **3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

### **(1)3-7 の自己判定**

基準項目 3-7 を満たしている。

### **(2)3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **3-7-① 会計処理の適正な実施**

学校法人会計基準や「芦屋学園経理規程」等に基づいて、適正に会計を処理している。また、「資産運用規程」等を定め、経理システムや資産管理システムによって、安全かつ適正に資産と資金を管理及び運用している。

試算表や補助簿等財務関連書類は毎月適時に作成し、予算の執行状況を含めて月次決算の形で財務部長が理事長に報告している。

学校法人会計基準に従った財務諸表については、経理システムよって経理課長が作成して財務部長が確認する体制なので、適切な会計処理を担保できている。また、監査法人と連携しながら適正に決算している。

予算を変更する際は、「寄附行為」33条に基づいて理事会を開催し、そこで議決している。

補正予算の編成については、中間決算等の状況を参考にしながら、その必要性を検討している。補正予算編成が必要な場合は、評議員会の決議を経て、理事会が決定している。

【エビデンス集 資料編】 資料 3-7-1、3-7-2

#### **3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

会計監査は、監査法人による監査と監事による監査とから成り立ち、法令や規程に則って厳正に実施している。

監査法人による監査については、監査契約が結ばれ、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づいて計算書類が監査され、平成27(2015)年度には延べ12日のスケジュールだった。

監査事項については、計算書類、すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)、消費支出計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)等の会計帳簿書類の確認のほか、理事会の議事録等を基に取引内容と会計処理が監査されている。

監査の結果は、監査意見を含めて監事監査報告書で通知されている。なお、監査時の指摘事項については、ただちに当該部署が改善策を実施すること等によって業務を改善している。

一方、監事による監査については、決算原案が完成した時点で会計帳簿書類(資金収支計算書ほか)を閲覧することによって、決算の資金収支、事業活動収支、資産負債の状況ならびに計算書類の準拠性、現在高確認、保全状況等を調査している。さらに、諸会議の議事録等の閲覧、理事や教職員からの聞き取り調査によって財産の状況を監査している。監事による監査の結果については、理事会と評議員会に監事監査報告書として提出されている。監事はまた、監査法人とは連携しており、監査法人による監査に立会い、監査状況の報告を受けるとともに、監査法人とは意見を交換している。

【エビデンス集 資料編】 資料3-7-3、3-7-4

### (3)3-7の改善・向上方策(将来計画)

平成27(2015)年度から適用された学校法人会計基準の一部改正に基づいて、適正に会計を処理し、計算書類に変更対応することについては、情報を監査法人や監事と共有しながら実施した。このことについては、今後も適正に進めていく。

#### 【基準3の自己評価】

本学は、建学の精神が中心になった教育理念に基づきながら、高等教育機関としての社会的役割を果たすため、「寄附行為」と「寄附行為施行細則」によって適切に運営している。そのような運営にあたっては教員と職員が協力し、本学運営についての会議や教学についての各種委員会には職員も参加している。

財務基盤と収支については、中長期計画に基づいて適切に財務を運営し、安定した財務基盤の確立に向けて、平成30(2018)年度を目途に収支の改善に取り組んでいる。平成27(2015)年度には89百万円の人件費と185百万円の経費を削減でき、平成28(2016)年度にも同額程度の削減を計画している。学園全体の生徒学生数も大学を中心に平成23(2011)年度からは400名程度増加しており、収支のバランスは着実に改善されてきた。今後は寄付金の募集や補助活動事業の積極的展開によって収入の安定化につなげていく。

会計については、学校法人会計基準や「芦屋学園経理規程」等に従って適正に処理し、毎月、財務関連資料、対過去5年実績との比較等を財務部長が理事会に報告し、財務に対

する認識を理事全員が共有している。補正予算の編成が必要な場合は、評議員会の決議を経て理事会が決定している。

会計監査については、監査法人による監査と監事による監査とがあり、法令や規程に則って厳正に実施している。監査法人による監査は、私立学校振興助成法の規定に基づいて計算書類の監査を中心に実施され、その結果は、監査意見を含めて監査報告書として通知されている。監事による監査では、計算書類の監査とともに、理事や教職員に聞き取り調査を実施している。その結果についても、理事会と評議員会に監査報告書として提出されている。法人の業務及び財産について監査する2名の監事はまた、理事会に出席して意見等を述べており、理事会への監事の出席状況も良好である。

これらのことから、基準3で求められている項目を満たしていると判断する。